

2. 美祢市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 37 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、美祢市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し推進するため、美祢市地域福祉計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他地域福祉に関するための施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体又は福祉活動の関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委嘱後、最初の会議は市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が会長に諮って定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3. 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会

美祢市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 住民の立場から地域福祉を推進していくための活動・行動の在り方を定める美祢市地域福祉活動計画を策定するため、美祢市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の推進に関すること。
- (3) その他、地域福祉活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから美祢市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体、福祉活動関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 前号に掲げる者のほか、美祢市社会福祉協議会会長が必要と認めた者

3 前項の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。